

# 新設合併の協議事項について【概要】

## 1 新設合併により消滅する法人

公立大学法人大阪府立大学（堺市中区）、公立大学法人大阪市立大学（大阪市住吉区）

## 2 新設合併により設立する法人の定款

（仮称）公立大学法人大阪定款素案

### 第1章 総則（第1条～第7条）

#### ■目的（第1条）

豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし、広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに、都市を学問創造の場ととらえ、社会の諸問題に英知を結集し、あわせて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し、その成果を社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法に基づき、大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的とする。

#### ■名称（第2条）

（仮称）公立大学法人大阪

#### ■設置大学等（第3条）

大阪府立大学（堺市中区）  
大阪市立大学（大阪市住吉区）  
大阪府立大学工業高等専門学校（寝屋川市）

#### ■設立団体（第4条）

大阪府及び大阪市（共同設立）  
（※設立団体の協議体制として、地方自治法第252条の2の2に基づく運営協議会を設置）

#### ■事務所所在地（第5条）

大阪市

### 第2章 役員（第8条～第16条）

#### ■役員の内命・任期・定数等（第8条～第13条）

	任命	任期	定数	備考
理事長	設立団体の長	4年	1名	法人理事長と大学学長を分離
副理事長	理事長	2年以上6年以内	2名	府大学長、市大学長が兼ねる学長選考会議の選考に基づき任命
理事	理事長	2年	7名以内	1/3以上は法人の役員又は職員以外の者から任命
監事	設立団体の長	4年以内(※)	2名以内	※最終の事業年度の財務諸表の承認日まで

#### ■役員会（第14条～第16条）

【構成員】理事長、副理事長、理事 \* 監事は出席し、意見を述べる事ができる

【議決事項】

- ・中期目標について知事・市長に述べる意見、年度計画に関する事項
- ・法の規定により知事・市長の認可・承認を受けなければならない事項
- ・予算の作成・執行、決算に関する事項
- ・大学、学部、学域、学科、学類その他の重要な組織の設置・廃止に関する事項 など

### 第3章 審議機関（第17条～第22条）

#### ■経営審議会（第17条～第19条）

【構成員】理事長、副理事長、理事長が指名する理事、大学に関する有識者

【審議事項】法人の経営に関する重要事項の審議

- ・中期目標について知事・市長に述べる意見や年度計画に関する事項（法人経営に関するもの）
- ・知事・市長の認可・承認を受けなければならない事項（法人の経営に関するもの）
- ・学則(法人経営に関する部分)、会計規程、役員報酬、職員給与の支給基準その他の経営に係る重要な規程の制定・改廃
- ・予算の作成・執行、決算に関する事項
- ・組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 など

#### ■教育研究審議会（第20条～第22条）※大学ごとに設置

【構成員】学長、副学長、学長が指名する理事、教育研究上重要な組織の長、

学長が指名する職員、大学の教育研究に関する有識者

【審議事項】大学の教育研究に関する重要事項の審議

- ・中期目標について知事・市長に述べる意見や年度計画に関する事項（教育研究に関するもの）
- ・知事・市長の認可・承認を受けなければならない事項（教育研究に関するもの）
- ・学則(法人経営に関する部分を除く)その他の教育研究に係る重要な規程の制定・改廃
- ・教員の人事に関する方針及び基準に係る事項（教育研究に関するもの）
- ・教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ・学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ・学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍及び学位授与に関する方針に係る事項
- ・教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 など

### 第4章 業務の範囲及びその執行（第23条・第24条）

#### ■業務の範囲（第23条）

- ・大学及び高等専門学校の設置・運営
- ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助
- ・法人以外からの受託、共同研究、その他連携による教育研究活動
- ・公開講座の開設等
- ・教育研究成果の普及、活用促進

#### ■業務方法書（第24条）

法人の業務の執行に関する事項は、定款のほか、業務方法書の定めるところによる

### 第5章 資本金等（第25条・第26条）

#### ■資本金（第25条）

大阪府・大阪市が現法人に出資している資産の評価額合計

### 第6章 委任（第27条）

#### ■委任（第27条）

法人の運営に必要な事項は、定款・業務方法書のほか、法人の規程で定める

#### 附則

#### ■施行期日

法人成立の日から施行（平成31年4月1日予定）

#### ■最初の学長の任命

学長選考会議の選考に基づくことを要せず、理事長が行う